

主な改正点は、次のとおりです。

1 内国法人の外国税額控除関係

平成 27 年度税制改正において、内国法人の外国税額控除における国外所得金額について、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分した計算方法が規定されるとともに、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額についてその計算方法が明確化されています。

○ 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算（16-3-9 改正）

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する場合の減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上等については、確定した決算における経理が要件となること、また、減価償却資産の償却限度額や資産の評価損益の損金・益金算入額等を計算する場合で、資産の購入等に相当する内部取引があるときの各資産の取得価額は、内部取引の時の価額により当該内部取引が行われたものとして計算した金額となることを留意的に明らかにしています。

○ 国外所得金額における「国外事業所等帰属所得」と「その他の国外源泉所得」との区分（16-3-9 改正、16-3-12 改正、16-3-13 改正、16-3-14 改正、16-3-15 改正、16-3-16 改正、16-3-19 の 2 新設、16-3-19 の 3 新設、16-3-19 の 4 新設、16-3-19 の 5 新設、16-3-19 の 6 新設、16-3-19 の 7 新設）

国外所得金額は、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算することとされていることに伴い、従前において国外所得金額の計算方法を定めていた通達を国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分した上で、これらの所得の金額の計算方法を明らかにしています。

2 外国法人の納税義務関係

○ 事業税及び地方法人特別税の取扱い（20-5-8 の 2 新設）

恒久的施設を有する外国法人の事業税の額及び地方法人特別税の額については、これらの金額のうち恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に対応する部分の金額として合理的に計算された金額が、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることを留意的に明らかにしています。

○ 恒久的施設の他の者への譲渡（20－5－32の2 新設）

恒久的施設を有する外国法人が、恒久的施設を他の者へ譲渡することにより恒久的施設を有しないこととなった場合には、恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価の規定の適用はないこととされていますが、この場合における「恒久的施設の他の者への譲渡」には、恒久的施設を通じて行う事業の全部の譲渡などが含まれることを留意的に明らかにしています。

3 外国法人の外国税額控除関係

○ 外国法人に係る外国税額の控除（20－7－2 改正）

外国法人の外国税額控除の取扱いについては、内国法人の外国税額控除の取扱いを準用していますが、平成27年度税制改正により、内国法人の外国税額控除に関する通達を新設・改正したことに伴い、外国法人の外国税額控除において準用する通達について所要の整備を行いました。